

第2次 津山市地域福祉計画

誰もが健やかで安心できる支え合いのまちづくり
～地域共生社会の実現に向けて～



暮らし、
ほんもの。



「地域福祉計画」とは

- ◆ 誰もが自分らしくいきいきと暮らしていくために、地域において人と人とが「つながり」「支え合う」、これが地域福祉の考え方です。
- ◆ 「地域の助け合いによる福祉」と「行政による福祉サービスの充実」を推進するために、本市の地域福祉の理念と取り組むべき施策の方向性を示す計画です。

計画策定の背景・趣旨

- ◆ 社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として策定します。
- ◆ 高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の推進に関し、共通する考え方や施策の方向性を示しています。
- ◆ 課題解決のキーワードは“支え合いのまちづくり”(地域共生社会の実現)

計画の位置づけと計画期間

- ◆ 津山市第5次総合計画との整合を図り、高齢者、障害者、子ども・子育てなどの対象ごとに策定されている個別の計画に共通する事項を盛り込むことで、福祉分野の他計画の「上位計画」として位置付けられます。
- ◆ 津山市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、実際に地域福祉推進のための住民の活動・行動のあり方を示すもので、言わば車の両輪として機能します。
- ◆ 計画期間は、平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までの5年間です。

計画の評価・管理

- ◆ 本計画の進行管理を行うにあたっては、庁内の関係部署等と横断的な連携を図るとともに、地域共生社会の実現を図るため、関係部署の担当者間で定期的な協議の場を設けるなど、一体的な計画の推進に努めます。
- ◆ 計画の着実な推進を図るため、市の取組目標と成果目標を設定して定期的に進捗状況を把握するなど、計画の点検・評価を継続的に行います。

みんなで取り組む地域福祉

自助
(市民)

市民一人ひとりの主体的な活動

近助
(地域・隣近所)

お隣近所のお互い様、なじみの関係の助け合い

共助
(地域・福祉事業者・NPO等)

地域の助け合いやボランティア活動等による住民同士の支え合い

公助
(市・社協)

行政の責任による公的支援

- 地域福祉の推進は、住民、地域で活動する団体等及び行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力することが重要です。

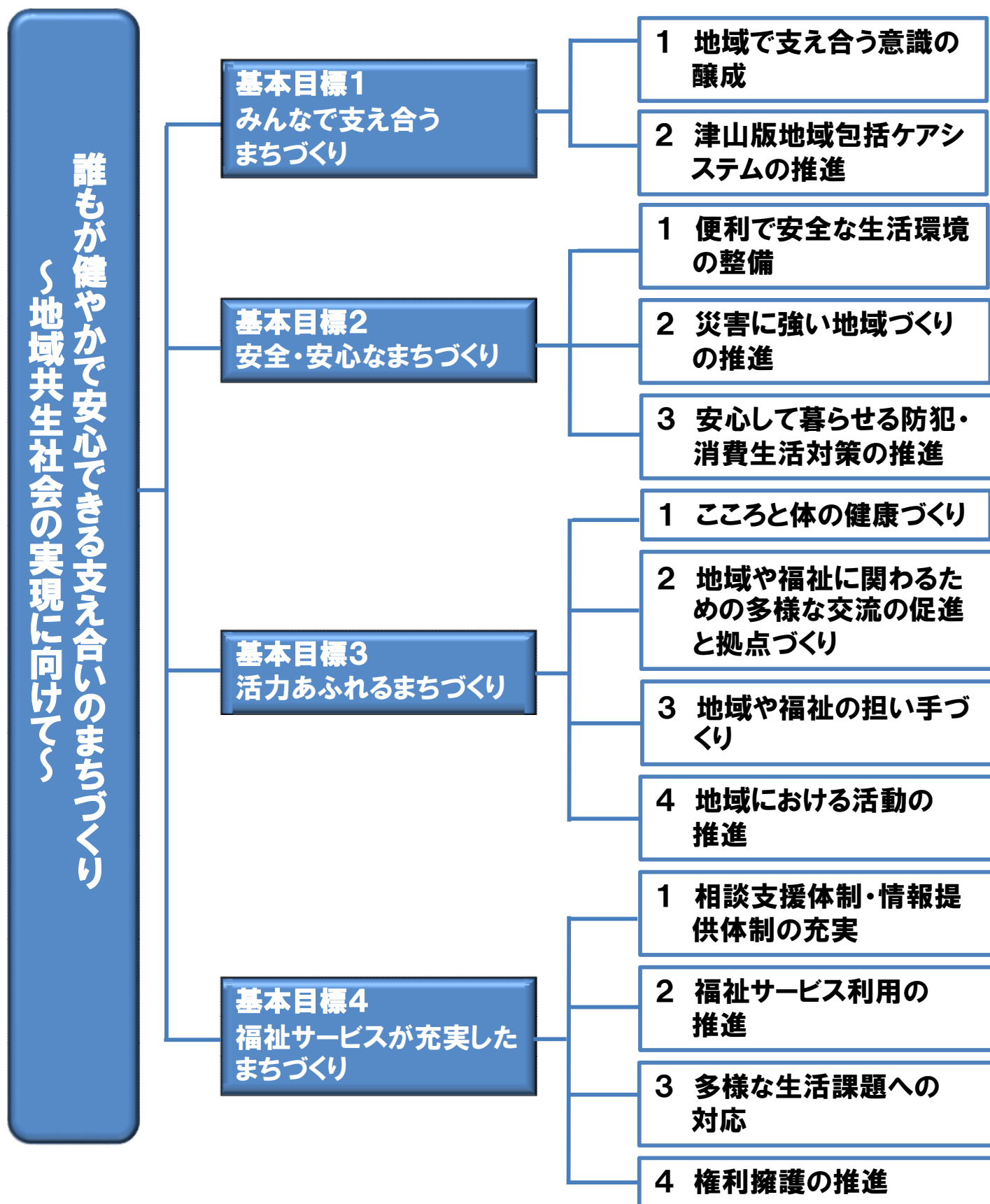
計画の体系

本計画の基本理念である「**誰もが健やかで安心できる支え合いのまちづくり～地域共生社会の実現に向けて～**」を実現するため、4つの基本目標を柱とし、基本目標ごとに基本となる施策を定め、計画を推進します。

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】



施策の展開(計画の内容)

基本施策ごとに「取組の方向性」と、この実現のために「自助」「近助・共助」「公助」としての取組の一例を記載しています。(計画書の本編には、取組例を「それぞれができること」として、施策ごとに主に市が主体となって実施する取組を「主な取組」として記載しています。)

基本目標1 みんなで支え合うまちづくり

基本施策1 地域で支え合う意識の醸成

取組の方向性	取組例
自助	さまざまな機会や媒体を通じて、地域で支え合うための意識の醸成を図ります。
近助・共助	- 福祉に関する講演会や研修会に参加しましょう。 - 高齢者や障害のある人等、配慮が必要な人への理解や手助けを行いましょう。
公助	- 地域における様々な活動の場や機会を活用して、福祉教育・実践活動等に取り組みましょう。 - 広報紙やパンフレット、ホームページ等様々な媒体を通じて、地域福祉の考え方や重要性について周知を図ります。

基本施策2 津山版地域包括ケアシステムの推進

取組の方向性	取組例
自助	- 医療や介護、福祉、保健の関係機関、地域団体、地域住民などの関係者の連携をさらに強化し、「津山版地域包括ケアシステム」を推進します。 - 多様な生活課題に対応できる仕組みづくりに取り組みます。
近助・共助	- できる範囲で、小地域ケア会議など多様な主体による話し合いなどに参加しましょう。 - コミュニティ活動や地域福祉活動に自主的に取り組みましょう。
公助	- 小地域ケア会議を開催し、地域生活課題を話し合いましょう。 - 課題・テーマ等に応じて、地域の多様な主体はもとより、専門職・専門機関の参加を得て、課題解決に向けた連携を深めましょう。 - 関係機関と更に連携を図り、津山版地域包括ケアシステムの推進に努めます。 - 地域住民や地域の支援団体、専門職と連携し、小地域ケア会議の設置拡大を図ります。



基本目標2 安全・安心なまちづくり

基本施策1 便利で安全な生活環境の整備

取組の方向性	- 公共施設や交通機関、道路等においてバリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。 - 市民生活に配慮した移動・交通環境の整備に取り組みます。
	< 取 組 例 >
自助	公共施設や交通機関、道路等のバリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりについて理解・認識を深めましょう。
近助・共助	バリアフリーやユニバーサルデザインの視点から、地域の環境について確認して、状況に応じて関係機関等へ情報提供を行いましょう。
公助	「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、当事者の方の意見を聴きながら、公共施設や公共交通機関などのバリアフリー化を進めます。

基本施策2 災害に強い地域づくりの推進

取組の方向性	- 避難行動要支援者の把握や避難訓練、自主防災組織の立ち上げに向けた支援を行います。 - 防災に関する情報の提供や、防災対策の充実を図ります。
	< 取 組 例 >
自助	- 日頃から災害時の危険箇所、避難場所を確認し、情報共有に努めましょう。 - 地域で行われる防災訓練などの防災活動に周囲に声掛けを行い、積極的に参加しましょう。
近助・共助	自主防災組織づくりを進め、災害時の活動の拠点や状況把握の仕組みづくり、ボランティア受入体制などについて話し合いましょう。
公助	- 地域防災計画に基づき、防災・減災対策の充実を図ります。 - 自主防災組織への活動支援を進め、地域の防災力を強化します。

基本施策3 安心して暮らせる防犯・消費生活対策の推進

取組の方向性	- 犯罪や交通事故を防止するため、地域活動団体の育成や支援を行い、自主的な活動が行われるように努めます。 - 警察や関係団体と連携した啓発活動を実施し、防犯意識の高揚を図ります。
	< 取 組 例 >
自助	身の回りの安全対策を進めるとともに、犯罪・消費者被害などに関する情報に気を配り、防犯・消費者被害防止に関する理解・認識を深めましょう。
近助・共助	地域での見守りや声かけ活動などの防犯活動を実施するとともに、地域住民が参加しやすいよう、活動の充実を図りましょう。
公助	防犯灯の整備や公共施設への防犯カメラの設置の推進などを通じて、安全・安心なまちづくりを進めます。

基本目標3 活力あふれるまちづくり

基本施策1 こころと体の健康づくり

取組の方向性	市民が地域社会や日常生活において自身の健康づくりに取り組めるよう、環境整備を図ります。
自助	健康づくりや介護予防に関する教室等の地域のつどいの場や相談窓口へ積極的に出向きましょう。
近助・共助	「こけないからだ講座」をはじめ地域のつどいの場など、こころと体の健康づくりの取組を進めましょう。
公助	「こけないからだ講座」を実施し、各種専門職による健康教育や介護保険の適正利用に関する啓発を行います。 - 各種健(検)診や講座の実施等を通じて、市民の主体的な健康づくりを進めます。

基本施策2

地域や福祉に関わるための多様な交流の促進と拠点づくり

取組の方向性	身近な地域で、誰もが気軽に集まり、交流ができる居場所づくりを促進します。
自助	身近な地域の居場所や新たな活動拠点を知り、積極的に活用しましょう。
近助・共助	地域住民が様々な交流の場・活動に参加しやすいよう拠点の整備に努め、あわせて積極的かつ効果的な情報発信・情報提供に取り組ましましょう。
公助	- 高齢者の積極的な社会参加、介護予防につながる取組を促進します。 - 子育て支援センター等において、保護者の参加、交流を支援します。

基本施策3 地域や福祉の担い手づくり

取組の方向性	地域活動の中核を担うリーダーの育成を進めていき、地域活動やボランティア活動の活性化を図ります。
自助	福祉等に関する講座やイベントに参加し、自分のペースで地域活動やボランティア活動を始めましょう。
近助・共助	地域において、担い手・リーダーが抱える課題・問題点を把握・共有し、その解決策を検討しましょう。
公助	ボランティア、地域や福祉の担い手を養成するための講座・研修会を開催します。

基本施策4 地域における活動の推進

取組の方向性	- 地域活動参加へのきっかけとなるよう情報提供を進めます。 - 実際に地域住民同士で集まり、生活の中で課題に感じていることや、実際に行っている取組について話し合う場の提供を進めます。
自助	地域活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。
近助・共助	地域で行っている活動や取組について情報発信に努めましょう。
公助	民間団体、事業者、関係機関等との連携による支援体制の整備、充実を図ります。

基本目標4 福祉サービスが充実したまちづくり

基本施策1 相談支援体制・情報提供体制の充実

取組の方向性	- 福祉的な困りごとに直面した際に気軽に相談できる体制の充実を図ります。 - 相談機関相互の連携を一層強化して、総合相談支援体制を検討します。
自助	< 取 組 例 > 福祉について困ることがあれば、市役所担当窓口、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に気軽に相談しましょう。
近助・共助	市や関係機関からの情報を、周囲の人や情報が行きわたりにくい人にも伝え、地域の中で情報を共有しましょう。
公助	高齢者や障害のある人、子育て、健康づくり、若者支援など、様々な分野の相談窓口について、多様化・複雑化する相談内容に対応ができるよう、相談支援機能を充実させます。

基本施策2 福祉サービス利用の推進

取組の方向性	子育てに携わっている人や高齢者、障害のある人等、福祉的な支援が必要な人々に対して、各種計画に基づきながら支援体制の整備を進めます。
自助	< 取 組 例 > 福祉サービス・制度について正しい理解・認識を深めましょう。
近助・共助	地域での見守りや声かけ活動を通じ要支援者の把握に努め、必要に応じて専門機関・相談窓口につなげましょう。
公助	高齢者や障害のある人、子ども、生活困窮者に対する支援など各分野のサービス・制度の質を確保・向上させます。

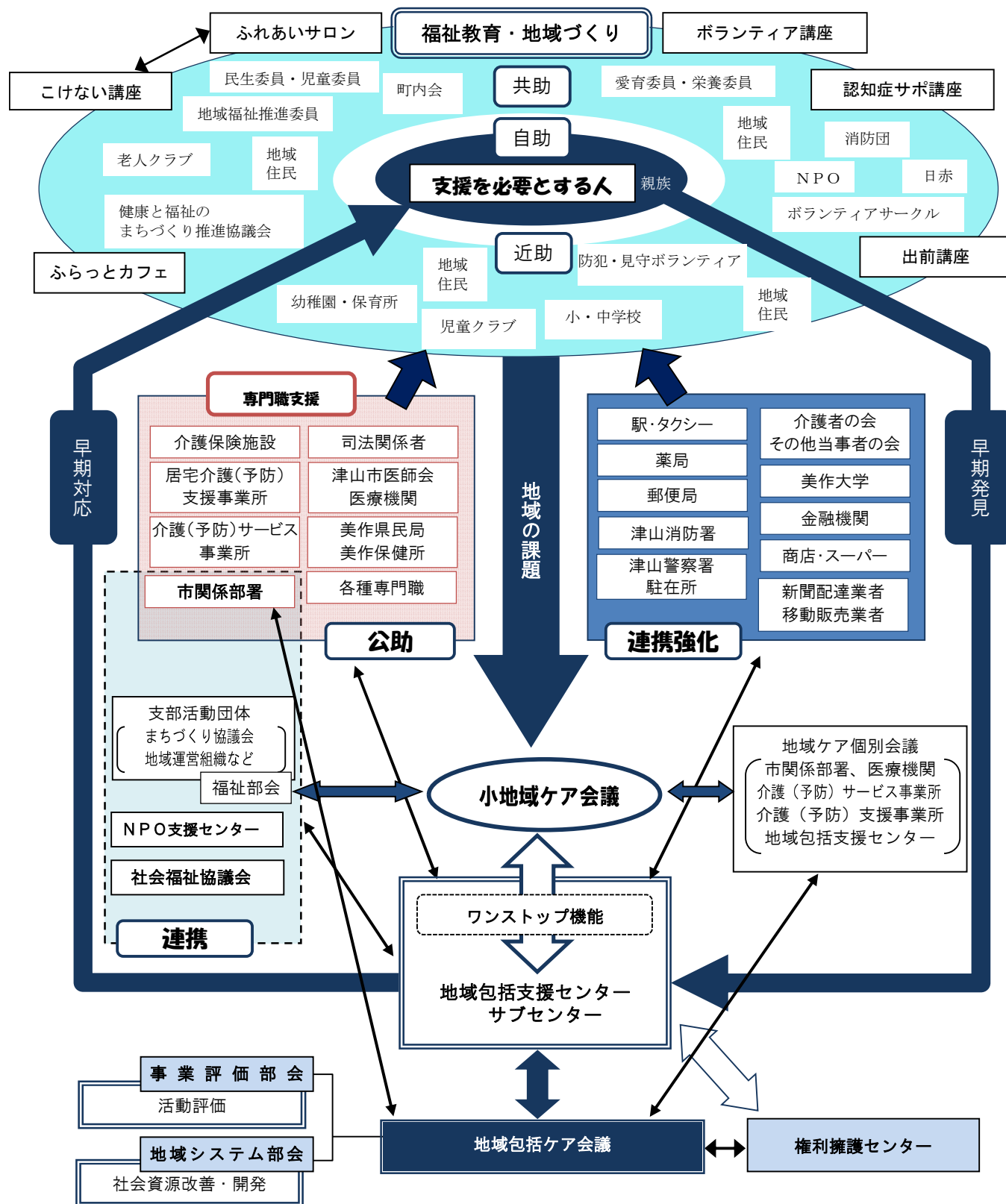
基本施策3 多様な生活課題への対応

取組の方向性	自殺や生活困窮者などへの対策など、地域における多様な生活課題の解決に向けて取り組みます。
自助	< 取 組 例 > 気になることや地域で困っていることがあったら、周りの人や専門機関に相談しましょう。
近助・共助	地域の中で困っている人やサービスに結びついていない人がいないか気をつけましょう。
公助	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する包括的な支援を行います。

基本施策4 権利擁護の推進

取組の方向性	虐待防止をはじめ成年後見制度の利用促進や相談支援体制づくりなど権利擁護に向けた取組の充実を図ります。
自助	< 取 組 例 > 権利擁護の必要性などについて理解・認識を深めましょう。
近助・共助	権利擁護の必要性や具体的な制度・事業等についての理解・認識を深め、支援を必要とする人に紹介しましょう。
公助	津山市権利擁護センターをはじめとした権利擁護に関する相談窓口の充実に取り組みます。

津山版地域包括ケアシステム(イメージ図)



第2次津山市地域福祉計画

発行日:平成31(2019)年3月

発行:津山市

編集:環境福祉部 社会福祉事務所 生活福祉課

〒708-8501 岡山県津山市山北520番地

TEL:0868-32-2063(直通)

FAX:0868-32-2153

E-mail:seifuku@city.tsuyama.lg.jp